

2. 根室市青少年問題協議会条例

昭和35年6月25日条例第24号
改正 平成12年12月18日条例第52号
令和3年3月22日条例第7号

(趣旨)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)の規定に基づき根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会の会長は、市長がこれに当たる。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会に専門事項を調査させるため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長がこれを任命又は委嘱する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第52号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(令和3年3月22日条例第7号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。